

（３）一体的に実施可能な研修・訓練・委員会

各種研修や訓練、委員会は、年間計画を立て、計画的に行ってください。

一体的に行うことができるものは、次のとおりです。サービスの種類によって、実施すべき回数等が異なりますので基準を確認するようお願いします。

ア 居宅系・密着型サービス（認知症対応型共同生活介護・（地域密着型）特定施設入居者生活介護を除く）

項目		研修	訓練	委員会
業務継続計画の策定等	感染症 (ア・キ)	(イ・キ) 年１回以上・新規採用時（望ましい）	(ウ・キ) 年１回以上	—
	災害 (ア・キ)	(キ) 上記回数に含む	(エ・キ) 上記回数に含む	—
衛生管理等 (感染症の予防等)		(イ) 年１回以上・新規採用時（望ましい）	(ウ) 年１回以上	(オ) ６月に１回以上
非常災害対策（※１）		随時	(エ) 定期的（年１回以上）	—
虐待の防止		年１回以上・新規採用時（必須）	—	(オ) 定期的
身体的拘束等（※２）		年２回以上・新規採用時（必須）	—	(カ) ３月に１回以上
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（※２）		—	—	(オ) 定期的 令和９年４月１日より義務化

※１ 訪問系サービス・居宅介護支援・居宅療養管理指導は除く

※２ 短期入所系サービス、多機能系サービス

(ア) 【感染症】の業務継続計画、【感染症の予防及びまん延の防止】のための指針、【災害】の業務継続計画及び【非常災害】に関する具体的計画を一体的に作成することもできます。

(イ) 【感染症】の業務継続計画に係る【研修】については、【感染症の予防及びまん延防止】のための【研修】と一体的に実施できます。

(ウ) 【感染症】の業務継続計画に係る【訓練】については、【感染症の予防及びまん延防止】のための【訓練】と一体的に実施できます。

(エ) 【災害】の業務継続計画に係る【訓練】については、非常災害対策に係る【訓練】と一体的に実施できます。

(オ) 他の会議体と一体的に設置・運営することができます。他のサービス事業者との連携等により行うこともできます。

- (カ) 関係する職種・取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合に、一体的に設置・運営することができます。
- (キ) 他のサービス事業者との連携等により行うこともできます。

(参考) 根拠法令等

(訪問介護の場合) H11 厚令 37 第 30 条の 2、第 31 条第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号
H11 老企 25 第 3 の一の 3 (22) ①③④、(23) ②イハ、(31) ①③

イ 施設系サービス（認知症対応型共同生活介護・（地域密着型）特定施設入居者生活介護含む）

※ 3 介護老人福祉施設（地域密着型含む）・介護老人保健施設・介護医療院

項目		研修	訓練	委員会
業務継続計画の策定等	感染症 (ア・カ)	(イ・キ) 年 2 回以上・新規採用時（必須）	(ウ・キ) 年 2 回以上	—
	災害 (ア・カ)	(キ) 上記回数に含む	(エ・キ) 上記回数に含む	—
衛生管理等 (感染症の予防等)		(イ) 年 2 回以上・新規採用時（必須）	(ウ) 年 2 回以上	(カ) 6 月（3 月※3）に 1 回以上
非常災害対策		随時	(エ) 定期的(年 1 回以上)	—
虐待の防止		年 2 回以上・新規採用時（必須）	—	(カ・キ) 定期的
身体的拘束等		年 2 回以上・新規採用時（必須）	—	(カ) 3 月に 1 回以上
事故発生の防止及び発生時の対応（※3）		年 2 回以上・新規採用時（必須）	—	(カ) 定期的
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会		—	—	(オ) 定期的 令和 9 年 4 月 1 日より義務化

- (ア) 【感染症】の業務継続計画、【感染症の予防及びまん延の防止】のための指針、【災害】の業務継続計画及び【非常災害】に関する具体的計画を一体的に作成することもできます。
- (イ) 【感染症】の業務継続計画に係る【研修】については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施できます。
- (ウ) 【感染症】の業務継続計画に係る【訓練】については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施できます。

(エ)【災害】の業務継続計画に係る【訓練】については、非常災害対策に係る【訓練】と一体的に実施できます。

(オ) 他の会議体と一体的に設置・運営することができます。他のサービス事業者との連携等により行うこともできます。

(カ) 関係する職種・取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合に、一体的に設置・運営することができます。

(キ) 他のサービス事業者との連携等により行うこともできます。

(参考) 根拠法令等

(介護老人福祉施設の場合) H11 厚令 39 第 11 条第 6 項第 1 号及び第 3 号、第 24 条の 2、第 26 条第 1 項、第 27 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 35 条第 1 項第 3 号、第 35 条の 2 第 1 号及び第 3 号、第 35 条の 3

H12 老企 43 第 4 の 10 (3) (5)、第 4 の 28 (2) ~ (4)、第 4 の 30 (2) ①③④、第 4 の 37 (3) (4)、第 4 の 38①③、第 4 の 39

(参考) 小規模な事業所における虐待防止委員会及び研修の実施について

令和 6 年度報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)

○虐待防止委員会及び研修について

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が 1 名だけとすることがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

答 ・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※) [社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備 令和 3 年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和 3 年度老人保健健康増進等事業、令和 4 年 3 月。](#)